

## 令和2年度・第3回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和2年11月9日(月)
2. 開催日時 令和2年11月27日(金)午後0時00分
3. 開催場所 メルパルク仙台「リアンの間」
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法  
 理事の数 12名 内出席理事 11名(議場に出席)  
 監事の数 2名 内出席監事 2名(議場に出席)
5. 出席理事の氏名  
 高橋一則 柳 漢成 桜井 真 杉本信夫 永山恵治 山内清司  
 伊藤樹里 跡冶志郎 田苗幸治 橋 明 柏木信耶
6. 出席監事の氏名  
 門田祐也 柳 成浩
7. 議長の氏名  
 理事長 高橋一則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名  
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

### 第1号議案 経常利益(9月及び10月分)に関する件<報告事項>

事務局より下記のとおり、9月及び10月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況並びに経営状況について、詳細に説明がなされた。

#### 1 9月分

##### (1) 検定書類、確認証紙の発給状況

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,956	0	2,956	4,343	0	4,343
前年同月	3,478	0	3,478	5,425	0	5,425
増減率	-15.0%	-	-15.0%	-19.9%	-	-19.9%
年度累積	18,327	0	18,327	28,396	0	28,396
前年同期累積	22,385	0	22,385	32,871	0	32,871
増減率	-18.1%	-	-18.1%	-13.6%	-	-13.6%

##### (2) 経営状況

○ 9月単月の営業損益

a営業損益					
売上総利益	10,720,313				
		販売費及び一般管理費	7,131,142		3,589,171
b営業外損益等					
営業外収益	3,626,204	営業外費用			
貸倒引当金戻入		特別損失	0		
		法事税、住民税、事業税	459		3,625,745
当月純利益(a+b)	14,346,517	-	7,131,601		7,214,916

○ 9月末現在の当期純利益(累計)

<b>a営業損益</b>			
売上総利益	70,336,043		
		販売費及び一般管理費	54,694,682
			15,641,361
前年同月	84,626,111		70,469,680
差し引き	-14,290,068		-15,774,998
増減率	-16.9%		-22.4%
			1,484,930
			10.5%
<b>b営業外損益等</b>			
営業外収益	14,077,034		
		営業外費用	0
貸倒引当金戻入		特別損失	6,600,000
		法人税、住民税及び事業税	500,865
			6,976,169
<b>当期純利益(a+b)</b>	<b>84,413,077</b>	<b>-</b>	<b>61,795,547</b>
			17,084,035
			5,533,495
			32.4%

## 2 10月分

### (1) 検定書類、確認証紙の発給状況

区分	検定書類			確認証紙		
	検定	認定	計	検定	認定	計
当月受理件数	3,508	0	3,508	5,125	0	5,125
前年同月	4,072	0	4,072	5,866	0	5,866
増減率	-13.9%	-	-13.9%	-12.6%	-	-12.6%
年度累積	21,835	0	21,835	33,521	0	33,521
前年同期累積	26,457	0	26,457	38,737	0	38,737
増減率	-17.5%	-	-17.5%	-13.5%	-	-13.5%

### (2) 経営状況

○ 10月単月の営業損益

<b>a営業損益</b>			
売上総利益	12,436,990		
		販売費及び一般管理費	6,770,484
			5,666,506
<b>b営業外損益等</b>			
営業外収益	748,368	営業外費用	
貸倒引当金戻入		特別損失	0
		法事税、住民税、事業税	0
			748,368
<b>当月純利益(a+b)</b>	<b>13,185,358</b>	<b>-</b>	<b>6,770,484</b>
			6,414,874

○ 10月末現在の当期純利益(累計)

<b>a営業損益</b>			
売上総利益	82,773,033		
		販売費及び一般管理費	61,465,166
			21,307,867
前年同月	99,170,820		80,882,106
差し引き	-16,397,787		-19,416,940
増減率	-16.5%		-24.0%
			3,019,153
			16.5%
<b>b営業外損益等</b>			
営業外収益	14,825,402		
		営業外費用	0
貸倒引当金戻入		特別損失	6,600,000
		法人税、住民税及び事業税	500,865
			7,724,537
<b>当期純利益(a+b)</b>	<b>97,598,435</b>	<b>-</b>	<b>68,566,031</b>
			29,032,404
			21,744,742
			7,287,662
			33.5%

## 第2号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

### 1 10月6日開催、全商協・第5回定例理事会（zoom）

高橋理事長より、次のとおり説明がなされた。

#### (1) 第129回及び第130回中古機流通協議会の報告について

##### ① 令和2年8月及び9月の中古機移動状況について

###### ○ 全商協確認証（中古用）発給状況

区分	販 売		チェーン店移動		前 年 度 比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
8月	8,707	14,153	22,943	32,827	85%	84%
9月	11,455	18,418	23,406	33,139	83%	81%
累 計	64,799	106,022	133,862	197,115	78%	78%

###### ○ 全商協確認証（中古用のうち新基準）発給状況

区分	販 売		チェーン店移動		前 年 度 比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
8月	6,800	10,517	16,436	21,915	73%	69%
9月			集計未了			
累 計	41,410	64,049	74,711	103,385	71%	67%

② 10月5日の協議会において、21世紀会の誓約書の提出状況について、回収期限の10月5日13時時点での提出状況が、全日遊連事務局より組合員ホールが99.1%、非組合員ホールが97.8%、全体で99%の回収率になり、非組合員ホールの中には休業になっている店舗が含まれているとの報告があった。

③ 9月14日の協議会で、全日遊連の富田委員より「21世紀会誓約書の提出と誓約書で定めている高射幸性回胴式遊技機の撤去期限に応じない店舗について、中古機移動に伴う対応に関して、全商協と回胴遊商へ検討をお願いしたい。」との要請があった。また、他の協議会構成団体からも同様の要請があった。

全商協からは林会長より「中古機の移動については委嘱を受けて実施しているので、決定した事項に従っていく。対応については、21世紀会誓約書の未提出店舗についてはわかりやすいが、高射幸性回胴式遊技機への対応は、中古流通協議会で方向性を決めてもらわないと、判断ができない。」と発言した。

④ 10月5日の協議会において、21世紀会誓約書未提出店舗への取り扱いと、設置期限を超過した高射幸性回胴式遊技機未撤去店舗の取り扱いについて協議を行った。

全日遊連の富田委員より、誓約書未提出ホールと高射幸性回胴式遊技機の未撤去ホールに対する措置を、ホール関係5団体の総意で、全商協と回胴遊商へ中古機流通協議会において依頼したこと。10月19日からの発動をお願いしたいこと。また、その措置の概要が報告された後、委員長より全員に対して諮られ、異議無く承認された。

21世紀会決議に対する違反行為について中古機流通協議会が行う措置の概要は以下のとおり。

- 告知日：令和2年10月5日
- 経過期間により運用開始を10月19日付とする。
- 違反行為に対する措置の内容
  - i 「誓約書」未提出ホール
    - ・10月18日までに誓約書の提出がない場合は、10月19日から確認証紙の発給を保留する。
    - ・19日以降の誓約書提出については、誓約書を提出した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
  - ii 高射幸性回胴式遊技機未撤去ホール
    - ・10月19日以降に設置が確認された場合、即日確認証紙の発給を保留する。
    - ・高射幸性回胴式遊技機の撤去確認した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
  - iii～iv 省略
- 運用について
  - i 遊技機の撤去とは、営業所の客室より外へ排出することであり、電源オフの状態は撤去とはならない。
  - ii 上記① ② ③の措置中であっても、1度の入れ替えで該当する全ての遊技機の撤去を完了する場合、確認証紙の発給は可能とする。
  - iii 違反店舗については、ホール関連5団体の情報を全日遊連が取りまとめ、中古機流通協議会へ通知する。その際の措置はホール単位とする。
  - iv 省略
- ⑤ 10月5日の協議会において、オブザーバー団体の余暇進の岩本理事より、21世紀会決議内容を遵守していないホールの通報確認システムについて説明があった。
- ⑥ 警察庁の池田課長補佐より総括があり、9月14日の協議会においては、「21世紀会誓約書の回収で、業界の皆様が努力して頂いているところですが、10月1日以降の対応も検討を行っている最中であると思う。今後も協議について注視させていただき、業界を代表した方々で決定したことが実行に移せるようお願いしたいと思う。」との発言があった。
 

10月5日の協議会においては、「今、業界を挙げて21世紀会誓約書の遵守に向けて取り組まれている事は承知している。当協議会においても証紙発給の留保する措置に取り組まれることが決定した。またホール団体でも通報・確認システムの運用を行うことを伺いましたので、現場で混乱が無いように進めてもらいたいと思う。今後も皆様リーダーシップを発揮して、決定したことを隅々まで浸透させて、決議を遵守して頂くことを期待している。」との発言が

あった

## (2) 機械流通委員会の報告について

- ① 中古パチンコ遊技機の遊技クギメンテナンスについて、下記のとおり、警察庁の頼則係長より連絡があった。

地区遊商が適切な知識と技量を有すると認める取扱主任者が実施することとされているが、本来は、遊技機メーカーに戻し直すものであるが、これに代り販社の主任者が行った場合、そこにメーカーよりも簡単に補正してしまうのはまかりならない。メーカーがやるのと同等の方法で、同じような知識と技量を身につけなくては駄目でないか。確認シートをあてただけでは概ねになってしまう。メーカーに出して概ねで帰ってくる事はないと思う。誰が直したのか等きちんと記録を残しておかないと駄目なのではないか。例えばホールに遊技機を設置したときに、行政の立ち入り検査の際に、クギが曲がっていた場合、ホールの逃げ道を作ってしまうのではないか。…すぐには難しい気がするとの説明があった。

以上について日工組にも報告を行い、今後話を詰めることで日工組にも様々な影響を及ぼす恐れもあることから、結論としては、中古パチンコ遊技機クギメンテナンスについては、一旦協議を打ち切ることで意見がまとまった。

- ② コロナ禍での非常事態時や、昨今の電子化の流れを踏まえ、保証書に押している主任者と販社の印鑑を電子化できないか、警察庁に投げかけ、林会長より相談をいただいているが、先日ナツメアタリ社に電子化が可能かどうか打ち合わせを行い、大まかな開発の期間と費用について、同社に提示して貰うよう依頼した。今後、林会長から警察庁に対して、一連の説明がきちんと行えるように、ナツメアタリ社と検討していく。

## (3) 2020年9月の会計報告について

9月の収益合計が17,074千円、費用合計が10,624千円、差し引き収支額は+2,446千円(黒字)で、累積収支額が+11,169千円であること等の報告がなされた。

## (4) 当面の諸問題について

- ① 9月11日開催、日遊協の定例理事会の報告について

- i 堀内専務より、「会員の資格停止や除名等の重要な事柄については、適切な手続きを決めておいた方が望ましいと考え、会員の資格審査に関する規定(案)を設けたいと」の提案があり、理事会に図られ異議なく承認された。
- ii 西村会長より6団体代表者会議とホール5団体会議の報告が行われた。内容については、確認済シールの貼付について、貼付は費用や労力がかかるので、代案を検討しているため、一旦シールの貼付は棚上げとなった。
- iii 西村会長より日遊協のあり方・改革PTの審議状況について5項目の報告があった。

ア 日遊協はホール団体ではなく横断的組織であり、その機能をフルに活用するために、団体加盟している皆様のお力をお借りしたく、団体加盟会議（仮称）を立ち上げたい。この会議は、遊技機に関連する事業者が業界の諸問題について議論し、日遊協の考え方や方向を纏めるような、理事会の補助的な会議になることを想定している。

イ 現在、日遊協の運営費は会員企業、加盟団体からの会費以外に、取扱主任者講習の事業収入がみたてられている。しかし、健全な運営を行うためには、事業収入に頼らず運営ができる、年会費の範囲以内で行えることが健全ではないかと考え、財務委員会を立ち上げたい。

ウ マル優制度の検討について、ペナルティばかりに目を向けず、優良店舗についてのメリットも、しっかりとした考えを打ち出したいと考え、風適法PTと団体加盟会議の2つの会議で検討していきたい。

エ 支部運営会議の統一化について、日遊協には7つの支部があるが、それぞれ異なった活動をしている。これを見直し、支部の活性化と統一化を目指し、九州支部の支部長に就任予定の新富氏に、会議のリーダーをお願いする予定。

オ 日遊協は業界のスポークスマンのような期待をされているため、広報調査委員会に限らず、全体の問題として、日遊協のあり方、改革PTにおいても取り上げていきたい。

② 管理遊技機の中古移動に関する打合せの報告について  
（未確定事項につき省略）

③ 管理遊技機とメダルレス遊技機ワーキング会議の報告について

i 9月18日に管理遊技機・メダルレス遊技機WGが開催され、管理遊技機とメダルレス遊技機の実機を用いてそれぞれの概要の説明があった。

ii 各項目における分科会について報告があり、分科会は3つに分かれており周辺設備の内容に関する分科会となる。

ア 1つ目が紙幣搬送を含めた島設置に関する分科会として、管理遊技機及びメダルレス遊技機設置時における、紙幣搬送を含めた島設備への影響の検討。

イ 2つ目がユニットの設置位置等に関する分科会として、管理遊技機及びメダルレス遊技機専用ユニット40mmの左・右設置位置による問題点についての検討。

ウ 3つHC-BOXに関する分科会として、HC-BOXに関する使用等の確認についての検討。

以上3つの分科会をそれぞれ開催し、検討を行っているとの報告があった。

iii 日工組の筒井理事長より、「日工組と日電協で管理遊技機・メダルレス遊

技機の検討を、行政当局を含め実施してきたが、業界において無駄を省くことを今後も行わなければならない。効率性追求のために、当会議の中で情報を開示しながら、お互いが共通認識を持ち、各団体に戻って検討して頂き、より良い方向へ導いていければと思う。今後も各団体より挙げて頂いた意見を基に分科会を開催して、素早い対応ができるよう体制を整えていくので、協力をお願いする。」との発言があった。

## (5) その他

### ① 組織委員会と定例理事会の日程調整について

次回組織委員会については、11月12日（木）午後1時30分から、定例理事会については、同日午後2時30分から開催予定とする。

また、次々回については、12月10日（木）それぞれ開催する予定とした。

## 2 10月6日開催、全商協・第4回機械流通委員会（zoom）

山内機械流通副委員長より、次のとおり説明がなされた。

### ① 21世紀会決議に対する違反行為について中古機流通協議会が行う措置への統一した対応について（東北遊商発第125号発出済み文書について）

令和2年10月5日開催の中古機流通協議会において、パチンコ・パチスロ産業21世紀会決議に対する違反行為があった場合の対応を協議した結果、下記のとおり違反行為に対する措置を決定いたしました。

《21世紀会決議に対する違反行為について中古機流通協議会が行う措置》

#### i 【告知日】

No.	内 容
1	令和2年10月5日 経過期間により運用開始日を10月19日付けとする

#### ii 【違反行為に対する措置の内容】

No.	内 容
1	「誓約書」未提出ホール ・10月18日迄に誓約書の提出がない場合は、10月19日から確認証紙の発給を留保する。 ・10月19日以降の誓約書提出については、誓約書を提出した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
2	「高射幸性回胴式遊技機」未撤去ホール ・10月19日以降に設置が確認された場合、即日確認証紙の発給を留保する。 ・高射幸性回胴式遊技機の撤去を確認した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
3	「高射幸性回胴式遊技機以外の遊技機」の撤去期限に違反した場合 ・違反行為を確認した日より確認証紙の発給を留保する。 ・該当する遊技機の撤去を確認した日より60日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
4	新たな違反行為を確認した場合 ・確認証紙の発給停止期間終了後、新たに上記①～③の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。

(例) ①～③の措置期間を過ぎても改善されなかった場合。
------------------------------

iii 【運用について】

No.	内 容
1	遊技機の撤去とは、21 世紀会決議内容の対象となる遊技機を営業所の客室より外へ排出することであり、電源 OFF の状態は撤去とはならない。 (佐々木委員長 代替機がない場合、ベニヤ等でふさぎ島から外れていること)
2	上記の①・②・③の措置中であっても、一度の入替で該当する全ての遊技機の撤去を完了する場合、確認証紙の発給は可能とする。 (佐々木委員長 措置中であるが誓約書をいただき申請を受ける)
3	違反店舗についてはホール関連 5 団体の情報を全日遊連が取りまとめ、中古機流通協議会へ通知する。その際の措置はホール単位とする。 (佐々木委員長 その際の措置はホール単位とするとは、チェーン店である場合は、当該ホールのことである)
4	その他①～④に該当しない違反行為があった場合は、その行為の対応については、中古機流通協議会において決定することとする。 (佐々木委員長 チェーン・再設置等の確認があった場合など情報があれば、組合・加盟団体へ報告し全日遊連、中古機流通協議会へ報告をする。)

iv 【全商協・回胴遊商と統一した対応方法の協議進捗報告】

No.	内 容
1	案として、10 月 19 日以降の中古遊技機移動申請の依頼があった際、ホール責任者より「署名・押印」をいただき、自己申告としての書面（仮称）「 <u>確約書？誓約書？</u> 」を、全商協・回胴遊商の統一書面を準備し、10 月 19 日までに中古機流通協議会へ提案します。

v 【委員から挙げた Q&A】

No.	内 容
1	(上記)②【違反行為に対する措置の内容】の1・2・3について我々も調べるのか？ 現在、全日遊連が調査しており、後に情報が開示される。 ホールからの自主報告や通報システムを構築している。
2	どのように調べるのか。余暇審で準備している通報システムで情報を収集するようだが？ ホールへ赴き確認するのではなく、ホールの自己申告を信用するしかない。 余暇審で準備している通報システムは、タイムラグがでるかもしれない。 全商協より、情報システムについての通知をしますので、各単組の HP 等へ掲載してはどうだろうかと思う。
3	違反行為は発覚したらどのように通報したらよいのか？ 単組から全商協へ、全商協から全日遊連へ伝える。それ以降からの措置となる。
4	留保されたホールが解除となった場合の告知はどのようになるのか？ 留保の解除は 中古機流通協議会から解除文書がでるかと思う。
5	留保となった当該ホールが外してある遊技機の移動は可能なのか？ 流通可能と認識しています。
6	ホールからの自己申告書面提出の可否を、保証書日付をベースとしては？ 回胴遊商も同様であるが、 <u>10 月 18 日まで事前点検を行って時点の物は良いが、10 月 19 日以降に事前点検を行った物は、(仮称)「確約書？誓約書？」を説明して書面をいただく。</u>
7	組合へ自己申告書面の提出は原本なのかコピーなのか？ 新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書(15%)及び高射幸性回胴式遊技機に関する確認書(30%)と同様に、原本は販社が保管しコピー組合への申請時に添付することを回胴遊商へ提案する。



8	書面の有効期間は？ 申請の都度新たな物とするのか、10月19日以降いただいた物を流用するのかを回胴遊商と協議します。
---	---

② 中国遊商から質問を預かっていますので、後日全商協より各単組へ送ります。

### 3 10月7日開催、東北遊商・第5回機械流通委員会

(ホームページ掲載につき省略)

### 4 11月4日開催、全商協・第5回機械流通委員会 (zoom)

山内機械流通副委員長より、次のとおり説明がなされた。

#### (1) 21世紀会決議内容の確認

旧規則機の取扱いに関して2020年12月31日までに撤去することとした「年内撤去対象遊技機」の一部のぱちんこ遊技機及び、一部の回胴式遊技機の撤去期限を2021年1月11日まで延長となったことの件について確認がなされた。

全商協佐々木機械流通委員長より、各地区遊商において、1月11日の撤去期日を過ぎた場合の対応について、何か聞いている内容があれば報告してほしい旨が告げられ、下記が各地区遊商からの報告内容であった。

組合名	報告内容
北海道	日曜・祭日の入替えはできないので、最短で入れ替えを行うこと。
東北	宮城県遊協理事長に確認中である。また、回胴遊協ではペーパーでは出せないが、書類を止めることはないと言っている。
東日本	報告は聞いていないので把握していない。
中部	発出されている文書に基づいて行われる。
関西	中部同様。
中国	1月11日の週であれば、2・3日の間での入替えであればペナルティはないと言っている。
四国	中国同様。
九州	ぱちんこ遊技機の羽根モノ、ちょいパチ、甘デジ (TS100未満) 及び、回胴式遊技機のノーマルAタイプは、当初の検定・認定の有効期間満了日から7ヵ月(210日)以内に順次撤去となっているが、2020年1月11日の週にと変わってきている。諸般の理由があれば認められるようで、書面は出されないで販社からの伝達することとなる模様である。

≪参考：パチンコ・パチスロ産業21世紀会の決議内容に基づく遊技機の撤去期限≫

<p>■ 撤去期限を2021年1月11日まで延長となった撤去対象内容</p> <p>「ぱちんこ」  <u>下記以外のミドル、ライトミドル、権利モノなどの遊技機</u>          ぱちんこ遊技機の羽根モノ、ちょいパチ、甘デジ (TS100未満)</p> <p>「回胴式遊技機」  <u>下記以外の遊技機</u>          ・高射幸性回胴式遊技機の当初の認定期間満了日までに撤去          ・ノーマルAタイプ</p>
--

#### (2) レンタル(貸付)とする契約形態遊技機に関する件

全商協岩下機械流通副委員長より、新台として設置が始まった(株)サンセイアー

ルアンドディ製「P牙狼コレクションMA」は、レンタル(貸付)とする契約形態の遊技機であるが、中古移動時における書類の添付物について確認したい。

この遊技機の移動について、(株)サンセイアールアンドディより下記の内容となる事を伺っている。

- i 当該遊技機を「中古機」として移動を行われようとする際には、設置元ぱちんこ営業所様と弊社(株)サンセイアールアンドディ)との間でレンタル契約が終了し、売買契約が締結され一定の条件のもと遊技機の所有権が設置元ぱちんこ営業所様に移転済みとなっていること。
- ii 「レンタル契約が継続している間に遊技機のチェーン店移動」を行われようとする際には、弊社(株)サンセイアールアンドディ)にてチェーン店移動の事前承認の手続きが完了している旨の書面が設置元ぱちんこ営業所様の手元にあることをご確認いただき実施をしていただきますようお願いさせていただきます。

以上のとおりであるが、上記(2)の「レンタル契約が継続している間に遊技機のチェーン店移動」の場合の中古移動時おいての申請時添付する資料は、チェーン店移動の事前承認の手続きが完了している旨の書面を添付すべきか否かを検討いただきたい。

参考まで(株)サンセイアールアンドディより、2月末まではチェーン移動のみ、それ以降は中古売買移動となると伺っている。(佐々木委員長) 確認し報告します。

## 5 11月5日開催、東北遊商・第6回機械流通委員会 (zoom)

(ホームページ掲載につき省略)

## 6 11月12日開催、全商協・第6回定例理事会 (zoom)

高橋理事長より、次のとおり説明がなされた。

### (1) 第131回中古機流通協議会の報告について

#### ① 令和2年10月の中古機移動状況について

○ 全商協確認証(中古用)発給状況

区分	販 売		チェーン店移動		前 年 度 比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
10月	12,972	20,907	24,672	34,758	82%	80%
累 計	77,771	126,929	158,534	231,873	78%	79%

○ 全商協確認証(中古用のうち新基準)発給状況

区分	販 売		チェーン店移動		前 年 度 比	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数
10月	10,726	16,850	19,437	25,904	80%	77%
累 計	61,814	95,490	111,824	152,839	73%	69%

#### ② 21世紀会の誓約書の提出状況について、10月27日17時時点での提出状況

が、組合員ホールが 99.6%、非組合員ホールが 99.5%となり、全体で 99.6%の回収率になっているとの報告があった。

- ③ 遊技機の中古移動時における諸問題において、日電協より「全日遊連から各都道府県方面遊協へ 2021 年 1 月 11 日までの期限になっている遊技機が 1 月 19 日になるとの案内があり、メーカー団体も協力していくが、各都道府県方面の対応で、期限が異なることがあるか。」との質問があり、平岡委員長より「本日、全日遊連名で補足説明の文書を発出した。内容は基本的に 1 月 11 日の撤去期限となるが、所轄の検査日程等による特段の事情がある場合には、その点を考慮して 1 月 19 日までであれば、誓約書の範囲であることを認めると記載をした。11 月 25 日の全日遊連の全国理事会においても、再度、各都道府県方面遊協の理事長へ説明し、組合員へも周知徹底するように啓蒙していく。」との発言があった。
- ④ 警察庁の池田課長補佐より「21 世紀会誓約書の回収率及び旧規則機の計画的な適正撤去」に関し総括があった。

## (2) 11 月 12 日開催、第 5 回機械流通委員会の報告について

- ① 21 世紀会の決議内容で、12 月 31 日までに撤去となる機種については、年末年始の警察検査等を含めた様々な状況を鑑みて、撤去期限を 2021 年 1 月 11 日まで延長することになっていたが、その後、撤去期限に関する対応が 6 団体代表者会議で協議され、その情報が回胴遊商の各支部へ報告されており、委員の方々に混乱が起きないようにするため、各地区遊商の状況を確認した。

各地区遊商からの報告の中で、1 月 11 日が撤去期限になっている機種が、その週で入替を実施すればペナルティーが無い事や、更に翌週の 1 月 18 日の週においても諸般の事情があれば、認められるなどの報告があった。

当委員会としては、ホールから問い合わせがあった場合に、全日遊連を含むホール関係団体に加盟している店舗へは、その当該団体へ確認するように促し、非組合員ホールについては決定した内容を伝えて、1 月 11 日の撤去期限以降、最短の日程で入替をお願いしていくことになった。

以上の件は、先程、第 131 回中古機流通協議会の報告でも触れたとおりで、全商協発第 171 号文書と第 172 号文書として、各地区へ発出している。

- ③ (株)サンセイアールアンドディ製「P 牙狼コレクション MA」のレンタルについて、岩下副委員長より意見があり、レンタル契約継続中に、遊技機のチェーン店移動でサンセイ社より、チェーン店移動の事前承認の手続きが完了している旨の書面が、設置元ホールの手元にあることを確認した上で移動することになっているが、当該書面を打刻書類に組み入れてはどうかとの提案があり、現在、

各委員へも運用について投げかけており、次回以降の委員会で継続審議となった。

### (3) 社会貢献委員会の報告について

11月8日にオレンジリボン運動の第18回市民集会在開催され、今年度は新型コロナウイルスへの感染防止対策のため、オンライン配信による開催となり、松原委員長より、参加いただいた委員に対して謝辞があった。

### (4) 2020年10月の会計報告について

10月の収益合計が18,286千円、費用合計が34,266千円、差し引き収支額は-15,979千円(赤字)で、累積収支額が-4,810千円であること等の報告がなされた。

### (5) 当面の諸問題について

#### ① 10月8日開催、パチンコ・パチスロ産業21世紀会について

- i 来年1月26日の火曜日に予定していた、パチンコ・パチスロ産業賀詞交歓会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送り、中止にしたい旨の提案があり、異議なく承認された。

また、同日に開催している、21世紀会については、前回と同様の参加人数が出席できるように行いたい旨の提案があり、異議なく承認された。

- ii 2021年度のパチンコ・パチスロ依存問題フォーラムについて検討が行われ、プログラムの考案は、RSNの西村先生にお願いをし、また、実施日は、依存問題啓発週間初日の5月14日の前日となる、13日に開催する事で、確認が行われた。

開催形式は都内の会場で、感染対策を充分に行い、参加者を募集し、その様子を映像に収録して、5月14日から20日の依存問題啓発週間中に、一般向けにネット配信すること。以上について、異議なく承認された。

- iii パチンコ・パチスロ産業 依存問題対策有識者会議への2020年度の諮問内容について、21世紀会事務局より説明があり、有識者会議からの最終答申の資料は、安心娯楽宣言のホームページへ掲載していると報告があった。その後、最終答申に関する21世紀会の対応について阿部代表より「21世紀会の依存問題の取組は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえ、パチンコ依存問題対策基本要綱の中でも『PDCAサイクルにより、計画的で不断の取組を推進する』ことと規定している。従って、有識者会議からの最終答申において、評価されている取組については、さらに継続・推進するとともに、指摘・提言されている内容を踏まえた施策の展開をしていく必要がある。具体的な進め方等は、改めて相談するので、検討の過程では、関係団体の協力をお願いする。」との発言があり、諮問内容について諮られ、異議なく承認された。

- iv 21世紀会の会則の改定について提案があり、承認された。
- v M I R A I ぱちんこ産業連盟の加藤代表より、21世紀会誓約確認機関の説明があった。また、確認機関の事務局は、M I R A I ぱちんこ産業連盟へ設置するとの補足説明があった。
- vi その他、当面の諸問題について「広報に関する件」や「規則改正及び政府系融資の流れについて」説明が行われ、阿部代表より「パチンコ・パチスロ産業 21世紀会の誓約書の決議内容の追加」に関して説明があった。

この件については、前述の機械流通委員会の報告のとおり。

- vii 最後に、回胴遊商の大饗理事長より「21世紀会誓約書の計画的な撤去に当たり、高射幸性回胴式遊技機等の適正な処分を行う上で、再編された運送関係団体の遊運協も21世紀会へ参加頂いてはどうか。」との提案があり、林会長からも「流通に係わる遊運協に関しても21世紀会に含めた方が望ましい。」との発言があり、異議無く承認された。今後、遊運協の21世紀会加盟に向けて、手続き等が進められる予定である。
- ② 10月27日開催、日工組の管理遊技機の中古移動に関する打ち合わせについて（未確定事項につき省略）
- ③ 10月9日開催、第3回管理遊技機・メダルレス遊技機WGについて
- i 新たにVPNに関する分科会が設けられ、また、ユニットの設置位置等に関する分科会は、紙幣搬送を含めた島設置に関する分科会と統合する事になった。
  - ii 日工組筒井理事長より「紙幣搬送を含めた島設置に関する件で、当分の間はCR機と管理遊技機が併用されることになり、順次、新遊技機へ移行される形になると思っている。紙幣搬送や島設置に関しては、標準化することが理想と考えており、ホール側は独自の思いでデザインをしていると思うが、将来的には共通化することでコストが下がるので、管理遊技機・メダルレス遊技機を標準化してホール側へ提案できればと思う。また、キャッシュレス化には、多様な方法での決済がある中で対処していくことは難しい。そのため、中期的に考えていく課題と考える。ホール側との協議では、課題が様々な方向へ波及していくので、次回以降の説明会で、全機連加盟団体の考えを統一し、浸透させていきたい」と発言があった。
  - iii 併せて、管理遊技機の名称を『スマートパチンコ』で商標登録をしたと報告があった。
  - iv 最後に、日工組筒井理事長より「管理遊技機とメダルレス遊技機の開発において、日工組・日電協は、基本的なスタンスとして、普及させることを目的にしているため、特許については権利主張しないことで両団体は同意して

いる。

従って、周辺機器の団体においては、ホルコンBOX等が特許に抵触しないか、権利関係は事前に調査をお願いしたい。」との説明があり閉会となった。

④ 11月9日開催、推進機構の臨時社員総会について

- i 決議事項について、第1号議案「社員の経費負担の件」が上程され、審議の結果、異議無く承認され、14団体合計で、3億5,324万2,548円となった。
- ii 第2号議案「定款の一部変更の件」について上程がされ、書面又は電磁的記録による議決も認めることとしたいとの提案で、異議無く承認された。
- iii 「第3号議案 理事1名選任の件」が上程され、大野春光理事の辞任に伴い、社員団体の全日遊連からの推薦により千原行喜氏を新たな理事として選任したいと提案があり、異議無く承認された。
- iv 「2020年度上半期の検査部活動報告について」及び「遊技機検査の結果について」報告があり、上半期は49都府県方面に調査を実施し、検査ホール数は818店舗であった。当初の目標は1,800店舗であったが、コロナ禍の影響により、半分の検査数となっている。特に岩手県がコロナウイルスに関して特殊な環境下であったため、検査できなかった。
- v 引き続き、立入調査時に検定切れ、認定切れの遊技機の調査について報告があり、調査は10月より開始しており、現在、9都府県の164店舗に対して確認をしたとの事である。また、その中で、検定通知書と認定通知書を「問題無く保管・管理していたホール」は130店舗「一部確認が取れなかったホール」は18店舗、「全く確認できなかったホール」は16店舗であり、一部又は全く確認が取れなかった34店舗は、ホール管理者が不在で分からない、また、ホールに1人しか従業員がいないため確認する時間が無い等が理由であったとの事である。この34店舗について、検定又は認定期間が切れている遊技機があるかどうか調査し、切れている事が確認取れた段階で、複数店舗について行政通報をしたと報告があった。
- vi 「2020年度上半期の依存防止対策調査の結果について」報告あり、上半期は50都府県方面に調査を実施し、検査ホール数は956店舗であった。また、依存防止対策調査を実施する上で、店舗より承諾書を提出していただく必要があるが、本日時点で8,800店舗を超えており、非常に良いペースでの提出状況となっている。

⑤ 11月10日開催、登録資格審査委員会について

- i 新規登録申請業者について、回胴遊商関係の1業者と日電協関係の1業者より申請があり、全委員異議なく承認された。

更新登録申請業者については、全商協関係26業者、回胴遊商関係3業者、以上のうち、販売実績を達成している業者は、全委員異議なく承認された。

- ii 日遊協の堀内専務より「コロナ禍において、登録及び更新の条件となる300台の販売実績の基準は厳しい条件にならないか。」との意見があり、全

商協林会長からは、「以前も 300 台の基準の見直しについて協議したが、コロナ禍の経済状況において厳しい条件とは思う。今後、旧基準機の入替もあるので、もう少し状況を見て再度協議してはどうかと考える。」との意見があり、また、全商協中村副会長からは「300 台の基本的な考え方は、1 台 2 万円の手数料×300 台で年間 600 万円無いと、会社としては成立しないことから数値が出ている。コロナ禍は特別な状況なので、通常の本業として考えた場合には、最低その売上が無いと販社として成り立たないのではないかと。そのため、300 台の数値が妥当であると考え。」との発言があった。

以上により、当面は 300 台基準のまま状況を見ることになった。

iii 中古遊技機の流通に関わる違反事案についての意見調査について、東遊商組合員の、(株)アイ・セレクションの違反事案について、処分期間が 11 月 13 日までとなり、事前に各団体へ意見調査を実施したところ、全委員が審査委員会にて報告のみとし、審査は不要であるとの回答になった。この件について、日電協より違反事案の内容について説明依頼があり、中村副会長より報告があり、各団体からの意見等はなかった。

iv 日遊協より、兵庫県におけるくぎ曲げ事案が発生したが、この内容について、進捗があれば教えてほしいとの発言があり、林会長より「現在調査中であるため、報告する内容等については、現段階では特になし。」との説明があった。

⑥ 11 月 11 日開催、遊技機流通制度連絡会について

i 流通制度の運用状況について、日工組と日電協より 4 月分から 9 月分の半年分の数値について報告があった。

ii 特例営業者の指定件数が報告され、日工組の特例営業者として指定した営業所の件数が、前回の報告件数と同じになるが、閉店による減少と新規に指定された店舗がある。また、日電協の特例営業者として指定した営業所の件数は、法人数は増加したが営業者数は減少したとの報告があった。

iii 遊運協が 21 世紀会に加盟することになったことが報告され、高部理事長より挨拶があった。

iv 警察庁の池田課長補佐より「遊技機の型式の同一性の担保と流通の健全化」に関し総括があった。

⑦ 11 月 11 日開催、日工組と全商協の定期連絡会議について

日工組から旧規則機の野積み（不法投棄）発生時の対応に関する協力要請があり、本件について、各地区遊商に文書を発出する。

⑧ 全商協の年末年始休暇について

12 月 29 日から明年 1 月 4 日までとする。地区遊商の休暇期間が決まったら全商協事務局に報告願う。

## (5) その他

### ① 組織委員会と定例理事会の日程調整について

次回組織委員会については、12月10日(木)午後1時30分から、定例理事会については、同日午後2時30分から開催とする。

## 7 11月25日開催、東北遊商・第7回機械流通委員会 (zoom)

(ホームページ掲載につき省略)

## 第3号議案 令和2年度、取扱主任者・更新時講習会の開催結果について <報告事項>

事務局より、次のとおり報告がなされた。

### 1 開催日・開催場所・委員出席者について

開催日	会場	講師(機械流通委員他)
11月16日(月)	青森・アップルパレス青森	山内副委員長・局長・次長
17日(火)	盛岡・サンセール盛岡	大久保委員・局長・次長
18日(水)	郡山・郡山ビューホテル	柳(ニズ)委員・次長・片桐
19日(木)	仙台①・メルパルク仙台	桜井委員・局長・次長・片桐
20日(金)	仙台②・メルパルク仙台	永山委員長・顧問・局長・次長・片桐
※ 開始時間は全日午後1時からとし、各会場1日1開催とする。		

### 2 受講対象者

対象基準	2020年9月30日迄の身分証所持者	(身分証明書有効期限)
対象人数	69名(25社)	

※ 対象者であった1名は、更新時講習会開催前に身分証明書を返納されたことにより対象外となった。

### 3 試験官及びオリエンテーション講師について

依頼会社	㈲ジャパン・セキュリティ・サービス (5名)	公平に期すべく第三者とする
------	---------------------------	---------------

### 4 タイムスケジュール(約120分)

No.	内容	時間(120分)
1	講習会開会挨拶・趣旨説明	10分
2	オリエンテーション(高石氏)	20分~30分
3	筆記試験 ○×式20問(80点合格)	20分
4	実機遊技機を用いた実技試験	60分

### 5 実機遊技機を用いた実技試験の内容については納品時の全工程を行う

No.	内容
1	東北遊商 身分証明書を提示
2	ビニール開封されていない事を確認の上、セキュリティーシール剥離する
3	点検確認チェックリスト表を参考にペンライトを用いて点検確認(27項目) くぎ確認シートを使用してくぎ状態の確認、設定の確認及び設定変更の動作確認
4	確認証紙を所定の箇所に貼付する(真似)



5	スキャナーでQRデータを読み取り、顔画像・QRデータを送信する
6	管理者署名・押印後(代役)、点検確認受渡書(副)を管理者に提出する (管理者と点検確認受渡書の受け渡しをする)
7	組合(特設)へ保管納品確認書・点検確認受渡書(正)・セキュリティシール提出

6 実技点検姿勢から受ける印象の点検評価基準

A	点検の趣旨を理解しており、試験官からの指摘や指導がなく点検が完了する。
B	点検はそれなりに実施している。チェックが甘い箇所がある。
C	点検箇所がわかっているが、試験官からのサポートが必要である。
D	点検箇所を理解していない。自力での点検が難しい。
※ Dランクにおいては、後日再試験を行う。	

7 可否結果

- (1) 筆記試験～ 全員合格  
(2) 実技試験～ 1名不合格(Dランク)

No.	開催日	開催場所	受講者数	不合格者数
1	11月16日	青森会場	13名	
2	11月17日	盛岡会場	12名	
3	11月18日	郡山会場	12名	
4	11月19日	仙台会場①	19名	
5	11月20日	仙台会場②	13名	実技1名

8 再試験

11月25日(水)東北遊商会議室にて実技再試験を開催する。

9 講師(試験官)及び会場等の費用

項目	詳細	金額	前年金額
講師	(有)ジャパン・セキュリティ・サービス	¥1,905,200-	¥1,870,550-
会場費	青森・盛岡・郡山・仙台	¥751,267-	¥353,297-
総額		¥2,656,467-	¥2,223,847-

※ 会場費について、昨年より増額となった要因は、新型コロナウイルス感染を考慮し各会場余裕をもった広さの会場を準備したこと、及び仙台会場は組合で執り行わずホテルで開催することとしたためである。

#### 第4号議案 第3期・コロナウイルス感染症対策助成金に関する件

第3期・コロナウイルス感染症対策助成金として、組合員1人当たり20万円を給付することが決議された。

#### 第5号議案 その他

##### 1 フェイム誌・年賀広告の掲載について<審議事項>

フェイム誌友道氏より、同誌新年号掲載広告案及び見積額について説明がなされた後、審議した結果、理事長新年あいさつと組合員一覧4頁分740,000円(税別)及び役員名刺広告4コマ分50,000円の発注が了承された。

##### 2 組合員に関する異動について<報告事項>

(1) 事業所変更について

事務局より、三栄実業㈱から10月27日付で、事業所変更届が提出された旨の報告がなされた。

旧所在地：福島県会津若松市間宮新町北3-41

新所在地：宮城県仙台市太白区南大野田1-6

(2) 代表者変更について

事務局より、㈱サンラインから11月11日付で、代表者変更届が提出された旨の報告がなされた。

旧代表者氏名：代表取締役 橘 哲夫

新代表者氏名：代表取締役 橘 賢司

**3 事務局職員の新規採用について<報告事項>**

事務局より、事務局職員（中古書類担当）として、小林竜彦（28歳）を12月1日付で採用することが決定した旨の報告がなされた。

**4 組合事務局の年末年始休業日程について<審議事項>**

年末年始休業期間を、令和2年12月29日（火）から令和3年1月4日（月）までとすることが了承された。

**5 申請書類データ用サーバの契約更新について<審議事項>**

事務局から、老朽化に伴う申請書類データ用サーバの交換費用について上程があり、サーバーリース料月額29,500円、システム構築料一括409,750円、保守委託料月額16,500円（全て税込み）が承認された。

**6 事務局職員の冬季賞与について<審議事項>**

12月10日に支給することが承認された。

**7 次回理事会開催日について<審議事項>**

次回理事会は、令和3年1月29日（金）開催予定とする。

以上をもって、午後2時35分、理事会を終了した。